

『C-Book 民法Ⅲ 第5版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年11月28日現在

頁	場所	誤	正	更新日
116	「二 債務者の処分権の喪失（効果①について）」の本文2行目	「 が代行 権行使に着手して……」	「 が代位 権行使に着手して……」	2013.11.20
33	下から12行目	年109.5% 以上だと、貸主に 刑事罰が課せられる（出資取締法51）。	1954年の制定当初は、利息が 年109.5%を超えると、貸金業者に刑事罰が科せられた。	2013.11.08
34	上から10行目	……貸金業者について 刑事罰の対象となる利率の上限が 29.2%に引き下げられ……。	……貸金業者について、 刑事罰の対象とならない上限金利が、1983年に年40.004%、さらに1999年に 29.2%に引き下げられ……。	2013.11.08
目次（CONTENTS）228頁の箇所	上から24行目	五 事前求償権	五 保証人の代位権	2013.06.20
目次（CONTENTS）228頁の箇所	上から24行目	Aランク	B ランク	2013.06.20
274	上から5行目	478条によっては保 さなした。	478条によっては 保護 され ない とした。	2013.06.17

頁	場所	誤	正	更新日
305	19～23 行目	すなわち、引受人は、債権者に第三者弁済等により債務者を免責させ ずる場合をいう。Bが会社でCがその社長である場合に、CがB会る義務を債務者に対して負う （債権者は引受人に対して直接何らの権利も取得しない）。	すなわち、引受人は、債権者に第三者弁済等により債務者を免責させる義務を債務者に対して負う（債権者は引受人に対して直接何らの権利も取得しない）。	2013. 03. 15
54	1 行目	連帯債務の譲渡	債務不履行の態様に関する諸見解	2013. 03. 14
397	1 行目	○501①	○501②	2013. 02. 09
272	下から 5 行目	弁済後に不当利得による処可能である	弁済後に不当利得による 処理も 可能である	2013. 01. 20
324	下から 10 行目	この場合における定期金の預金者は誰か、出損者が預金者であるとした場合、預金担保貸付けにも 47 条の適用があるか、適用があるとした場合、善意・無過失の要件の判断時期をいかに解すべきか、	(7) この場合における定期 預金 の預金者は誰か、 (4) 出損者が預金者であるとした場合、預金担保貸付けにも 47 8 条の適用があるか、 (4) 適用があるとした場合、善意・無過失の要件の判断時期をいかに解すべきか、	2013. 01. 20
269	下から 13 行目	次のように判示した判例がある。	次のように判示 した 判例がある。	2012. 04. 19
271	1 行目	(3) 二重譲受人双方ともに確定日付の ない通具した 場合	(3) 二重譲受人双方ともに確定日付の ない通知を具備した 場合	2012. 04. 19
62	「考え方の すじ道」中、 9 行目	必要とする趣旨	必要と している 趣旨	2012. 04. 19

頁	場所	誤	正	更新日
228	17 行目から 19 行目	(4) 債務の弁済期が不確定であって、しかもその最長期も確定することができない場合において、保証契約の後 10 年を経過したとき(460③) ex. 終身定期金債務を保証した場合	削除	2012. 04. 19
28	「4 効果」 の④	善管注意義務を負 (400)	善管注意義務を 負う (400)	2012. 02. 09
37	表の題名	【原所有者帰属説と善意者取得説の比較】	【不能による選択債権の特定の有無】	2012. 02. 09
37	図表中 1 行 1 列目にある空欄	空欄	不能原因／選択権者	2012. 02. 09
59	下から 7 行目	一部履行不能して処理	一部履行不能として処理	2012. 02. 09
77	one point の 題名	譲渡担保権の実行と清算義務	通常損害と特別損害	2012. 02. 09
139	考え方のす じ道最終行	詐害行為にあたると解す	詐害行為にあたると解 する	2012. 02. 09
329	31 行	「48 条で保護されうる」	「 47 8 条で保護されうる」	2012. 02. 06
55	表内の 4 行目	①履行 あ 可能	①履行可能	2011. 11. 02

頁	場所	誤	正	更新日
230、 231	下から 8行目	ニ 物上保証人の事前求償権 の「考え方のすじ道」内の論 証を差替え	<p>考え方のすじ道</p> <p>受託保証人に事前求償権が認められたのは、それが保証債務の負担を内容とする委任契約に基づく事務処理費用の前払請求権（649）としての性質を有するからである</p> <p style="text-align: center;">↓しかし</p> <p>物上保証人は、委託を受けたとしてもそれは担保の設定についてであり、弁済によって債務を消滅させることの委託までは含まれていないため、前払請求すべき「費用」を生じる余地がない</p> <p style="text-align: center;">↓また</p> <p>351条の文言上、事後求償権しか認められていないことは明らかである</p> <p style="text-align: center;">↓したがって</p> <p>物上保証人には、460条の類推適用による事前求償権は認められない</p>	